

1 議 事 日 程（2日目）

〔平成21年太宰府市議会第4回（12月）定例会〕

平成21年12月3日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 議案第74号 財産の取得（史跡地）について
- 日程第2 議案第75号 財産の取得（太宰府市緑地保護地区内）について
- 日程第3 議案第76号 市道路線の廃止について
- 日程第4 議案第77号 市道路線の認定について
- 日程第5 議案第78号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第6 議案第79号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第7 議案第80号 福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県後期高齢者医療広域連合同約の変更について
- 日程第8 議案第81号 太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第82号 太宰府市立都府楼共同利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第83号 太宰府市立水城共同利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第84号 太宰府市立長浦台共同利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第85号 太宰府市立青葉台共同利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第86号 太宰府市立大佐野共同利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第87号 太宰府市立向佐野共同利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第88号 太宰府市立国分共同利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第89号 太宰府市立通古賀共同利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第90号 太宰府市立吉松共同利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第91号 太宰府市民図書館の指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第92号 太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第93号 太宰府展示館の指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第94号 太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第95号 太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第96号 太宰府市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第97号 太宰府市農業委員会の議会の推薦に係る委員の定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第98号 平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第26 議案第99号 平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につ

いて

日程第27 議案第100号 平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第28 議案第105号 平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について

日程第29 議案第106号 平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について

日程第30 議案第107号 平成21年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第2号）について

日程第31 議案第108号 平成21年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

日程第32 議案第109号 平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について

日程第33 議案第110号 平成21年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について

日程第34 議案第111号 平成21年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第35 議案第112号 太宰府市暴力団排除条例の制定について

日程第36 請願第6号 2010年度年金の確保に関する請願

日程第37 請願第7号 後期高齢者医療制度の即時廃止の意見書提出を求める請願

日程第38 請願第8号 有床診療所の存続と活用を国に求める事に関する請願

日程第39 請願第9号 夫婦別姓に関し慎重な対応を求める請願

日程第40 請願第10号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める請願

日程第41 意見書第4号 エコポイント制度並びにエコカー補助金の継続実施を求める意見書

日程第42 意見書第5号 奨学金制度の充実を求める意見書

2 出席議員は次のとおりである（19名）

1番	原田久美子	議員	2番	藤井雅之	議員
3番	長谷川公成	議員	4番	渡邊美穂	議員
5番	後藤邦晴	議員	6番	力丸義行	議員
7番	橋本健	議員	8番	中林宗樹	議員
9番	門田直樹	議員	10番	小柳道枝	議員
11番	安部啓治	議員	12番	大田勝義	議員
13番	清水章一	議員	14番	安部陽	議員
15番	佐伯修	議員	17番	田川武茂	議員
18番	福廣和美	議員	19番	武藤哲志	議員
20番	不老光幸	議員			

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

16番 村山弘行 議員

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

市長	井上保廣	副市長	平島鉄信
教育長	關敏治	総務部長	木村甚治

協働のまち 推進担当部長	三 笠 哲 生	市民生活部長	松 田 幸 夫
健康福祉部長	松 永 栄 人	建設経済部長	新 納 照 文
会計管理者併 上下水道部長	宮 原 勝 美	教 育 部 長	山 田 純 裕
総 務 課 長	大 藪 勝 一	経営企画課長	今 泉 憲 治
人権政策課長兼 人権センター所長	蛭 川 二三雄	福 祉 課 長	宮 原 仁
保健センター所長	和 田 敏 信	子育て支援課長	原 田 治 親
建設産業課長	伊 藤 勝 義	上下水道課長	松 本 芳 生
教 務 課 長	木 村 裕 子	監査委員事務局長	井 上 義 昭

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	松 島 健 二	議 事 課 長	田 中 利 雄
書 記	浅 井 武	書 記	花 田 敏 浩
書 記	茂 田 和 紀		

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1と日程第2を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第1、議案第74号「財産の取得（史跡地）について」及び日程第2、議案第75号「財産の取得（太宰府市緑地保護地区内）について」を一括議題とし、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

議案第74号「財産の取得（史跡地）について」これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第74号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第74号は可決されました。

〈可決 賛成18名、反対0名 午前10時01分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第75号「財産の取得（太宰府市緑地保護地区内）について」これから質疑を行います。

通告があつていただきますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、財産の取得の関係ですが、大変この厳しい状況の中に、本建設

経済委員会の所管になるんですかね、文化財の取得は国、県の当然補助金があるんですが、この緑地保護地域の金額について、まず議案第75号からここで957万4,100円、それから4,023万2,500円、こういう状況が出されております。どういう協定が行われているか、再度また委員会でも検討していただいでですね、当面この財政厳しい折に凍結をするとか、この緑地関係で見ますと、この経過、以前は産廃処分場にならないようにとか、いろんな経過があつて、位置図も出されておりますが、全く国、県の補助金もありませんし、委員会でも審議もいただきたいと思うんですが、こういう今まで買い上げた額から今後の額を考えると、相当財政上負担にもなりますが、こういう予算を別に振りかえることによって平成22年度の予算もですね、ほかのほうの財源に回せると思うんですが、こういう協定を凍結、破棄できないかどうか、その辺の回答を求めたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） お答えをさせていただきます。

本市の水資源であります大佐野ダム上流域の山林138haを水源涵養林として保全していくために、太宰府市の緑地の保全に関する条例に基づきまして緑地保護地区に指定を行いまして緑地公有化事業を実施しておりますところでございます。

当地域は、以前から植林の不法伐採とか、あるいはまたごみの不法投棄等が行われておりました。また、森林の乱開発などの動きもありましたために、これらの行為の予防のためにも計画的に買い取りを行うために予算措置を行いまして、平成7年度から平成20年度まで約31haの山林について買い上げてきておるところでございます。この間、平成15年7月19日には集中豪雨によりまして本市において甚大な災害が発生をいたしました。このため災害復旧事業を初めといたしまして緊急性、重要性の観点から優先事業の見直しを行いました。平成15年度から平成18年度まで本事業を延期、つまり一時停止をしておりましたが、平成19年度から本事業を再開してきております。今後におきましても本市の財政状況を勘案しながら実施してまいりたいというふうに考えております。

なお、ご質問の組織でございますけれども、私どもとその地権者の会というのがございまして、その中で毎年協議をさせていただいております、その中で買い上げの場所とかですね、あるいは金額等を調整をしているところございまして、議員さんおっしゃいますように、財政状況におきましてもですね、近年厳しいところはございますけれども、できる限りこの水資源の涵養林のためにですね、ぜひ継続をさせていただこうというふうに思っておりますが、何分その財政状況ということを考えまして、今後におきましても十分勘案させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 一度決めたことをやめるというのはなかなか難しいと思うんですが、当初の部分もありまして、それから大佐野ダムの水源確保という問題もあったと思うんです

が、現在不法投棄については大変厳しい状況もあります、罰則がありますし、かんがい用水としての部分もありますが、産廃場にならないように入り口を買収するというような方法をとって、不法なごみを捨てられない、監視装置をつけるとか。それから、現在の水事情として福岡地区水道企業団、山神水道企業団、それからある一定の水源確保の関係で、今後大佐野ダムを共用しようという問題も見直す時期にも来ているんじゃないかと思うんですが、こういう一時とめることができるならば、ある一定凍結するとかしないかですね、これで6,000万円ですから3倍の仕事、1億8,000万円の補助事業の市単独持ち出し分の財源ですので、そこは一般質問じゃありませんから所管委員会で今後こういう買い上げ問題も含め、それからやはりこれを見ますと税法上の関係で買い上げたものの市民税がどのくらいかかるのか、こういう問題や、またこれを凍結することによってどうなのかとか、そういう契約条項、こういう問題ですね。それから、先ほども部長が言いましたように、公有地化された山林が災害に遭った場合は行政の責任で保全しなきゃいけない。民間の個人の所有でそういう災害があった場合については個人の責任、それから市が買い上げて災害が出れば、またその災害の予算を組まなきゃいけないという結果にもなるわけですから、その辺も部長のほうで所管委員会で私のほうで質問した内容を、やはり説明もいただき、こういう2年間近くは買い上げを財政状況から見て中止をしたというけど、今後もまだこれだけの広い面積を買い上げていくということは、財政に対する大変大きな負担になりますので、その辺は委員会で説明をしてですね、やはり現地を見るなり、今後の何らかの対応を考えて財政の負担にならないようなですね、別な方向でぜひこれだけの買い上げ予算を使う方向を検討いただきたいというのを委員会で説明するように要求をして質問を終わります。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかにございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。
討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。
採決を行います。
議案第75号を可決することに賛成の方は起立願います。
（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。
したがって、議案第75号は可決されました。

〈可決 賛成18名、反対0名 午前10時10分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3と日程第4を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第3、議案第76号「市道路線の廃止について」及び日程第4、議案第77号「市道路線の認定について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第76号及び議案第77号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5から日程第7まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第5、議案第78号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について」から日程第7、議案第80号「福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」までを一括議題とし、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

議案第78号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について」これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第78号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第78号は可決されました。

〈可決 賛成18名、反対0名 午前10時12分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第79号「福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織す

る地方公共団体の数の減少について」これから質疑を行います、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第79号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第79号は可決されました。

〈可決 賛成18名、反対0名 午前10時13分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第80号「福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」これから質疑を行います、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第80号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第80号は可決されました。

〈可決 賛成18名、反対0名 午前10時14分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8から日程第20まで一括上程

○議長(不老光幸議員) 日程第8、議案第81号「太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について」から日程第20、議案第93号「大宰府展示館の指定管理者の指定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第81号から議案第93号までは総務文教常任委員会に付託します。



~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 1 と日程第 2 2 を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第21、議案第94号「太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について」及び日程第22、議案第95号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告はありませんので、質疑なしと認めます。

議案第94号及び議案第95号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 2 3 議案第 9 6 号 太宰府市税条例の一部を改正する条例について**

○議長（不老光幸議員） 日程第23、議案第96号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告はありませんので、質疑なしと認めます。

議案第96号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 4 議案第 9 7 号 太宰府市農業委員会の議会の推薦に係る委員の定数条例の一部を改正する条例について

○議長（不老光幸議員） 日程第24、議案第97号「太宰府市農業委員会の議会の推薦に係る委員の定数条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第97号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 2 5 議案第 9 8 号 平成 2 1 年度太宰府市一般会計補正予算（第 3 号）について**

○議長（不老光幸議員） 日程第25、議案第98号「平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、当然委員会に付託をされますので、その委員会でも審議がなされると思いますが、補正予算書の5ページ、第3表の債務負担からお聞きしたいと思います。

ここに私立保育所創設補助金として来年度1億3,365万円が単年度の債務負担行為に計上されておりますが、この補助金の内容については、当然社会福祉法人として設立され、これが0歳児から就学前の保育所なのか、そういう3歳未満の保育所なのか。当然この建物、備品、どの範囲までを補助をしようとしているのかをまず、私は所管委員会でありませんので事前に担当から説明を受けたいと思います。

それから、今指定管理者の指定で付託を受けたこの債務負担行為ですが、現在団塊世代を迎えておりまして、団塊世代に大変ご苦労いただいた職員が次から次に退職をする結果になるわけですが、現在直営が指定管理者になっております。先日も薩摩川内市に行政視察に伺いましたが、あらゆる公共施設に再任用者が配置をされているという傾向もありました。ところが今、ここの中にありますいきいき情報センター、こういう指定管理者に債務負担行為を平成22年から平成23年まで行って、個々に太宰府市の退職者を受け入れていただくとか、こういう状況の中で、女性センターミナス、それから文化ふれあい館、こういうところに再任用をせずに直接雇用をお願いしていますが、ある一定現場を見てみますと、長年の経験のある館長職、あとは臨時、嘱託で対応しているわけですが、こういう市民図書館や女性センターミナス、それから大宰府展示館、文化ふれあい館などの指定管理者をやはり直営に戻すというものも内部検討する必要があるんじゃないかなど。そうしないと、現在の段階では再任用関係で大変な状況にも考えられますし、当然再任用を希望すればですね、行政としては受け入れをしなければなりませんので、その辺ある一定の公共施設の指定管理者を見直すということを内部検討いただきたいということと、委員会でもその説明を求めていきますが、まず行政側としては、こういう平成24年までも指定管理者を、債務負担行為ですからこれを変更することは可能です、その辺の考え方を聞きたい。2点目の問題です。

3点目ですが、この変更として公設民営化の南保育所委託料として、当初1億7,735万1,000円が3,073万7,000円の増額になっております。しかも、この所管委員会で現地を調査いただきたいと思いますと思うんですが、民間の私立の保育所の保護者負担がここでは全くないような状況が考えられます。それから、無認可保育所では弁当持参だとかそういう状況をやっております。無認可の保育所についての公費負担がありませんから、保護者の保育料の負担も大変な状況になっておりますし、一方では認可された保育所と、それから現在あります公立の五条保育所、それから一方では公設民営とあって、現在のところ定数90名にしている関係で70名近くの児童が入所してありますが、それに対して先日監査委員として現地に赴き、説明を受けました。ここには3名の職員が今派遣されており、今年度いっぱい引き上げますが、大変な保育士さんが配置をされております。それは、基準が90名ですから、そういう基準に基づいて配置をされるわけですが、こういう財政厳しい折には現状に合った補助金を出すべきじゃないかと。公設民営だからこそこういう状況が行われる。民間ではあり得ないことが現実に行っているという状況があります。その辺もある一定現状に見合った補助金ができないかどうか。こういう保育所委託料として一挙に3,073万7,000円を増額することについては、もう少しわかりやすく説

明もいただき、債務負担行為にかかわる問題ですが、所管として現地調査を要求したいと思えます。これが、通告している1点目です。

次に、13ページをお開きいただきたいと思います。

大変今、新型インフルエンザが世界各地で発生しておりまして、今回も補正予算に福岡県から3,130万8,000円が補助金として出されております。この支出内容については、23ページをお開きいただきたいと思いますと思うんですが、ここで県の支出金が3,130万8,000円、一般会計の持ち出しが1,142万4,000円で、こういう新型インフルエンザ対策として出されております。市の広報、これは12月1日号ですが、市の広報にインフルエンザに対する説明がなされておまして、10月、11月は医療従事者、それから11月、12月には基礎疾患のある部分と1歳から小学校3年生までの予防接種、それから妊婦については11月からと、それからそれ以外の基礎疾患のある方についても11月から1月、それからその他の部分ですが、就学前も含めて、それから中学生、高校生、こういう状況、部分についても来年の3月まで。ただし、6,150円、1回目3,600円、2回目は2,550円という形になっております。ただし、この新型インフルエンザ予防接種については、均等割、市民税のかかってない方については無料という形で、その証明を保健センターでいただいて医療機関に持っていくという状況ですが、ある一定こういうインフルエンザにかかり入院をする、学校を休む、仕事を休む、医療機関にかかることによって大変な国民健康保険の医療費、6,150円どころじゃないと思うんですよ。1回かかりますと、はっきり言って3割負担分や入院1週間すると、少なくともお医者代の請求額が相当、国の補助金を差し引いても市の負担というのは1週間入院すると少なくとも7万円、8万円が国民健康保険の負担になってくるわけですが、まずこの委員会でも審議をしていただきたいと思いますんですが、市民税のかからない人について、わざわざ保健センターに証明書もらって医療機関で予約をして、しかも新型インフルエンザ予防接種を受けるという状況を、できれば国保財政の圧迫、そういうものをなくすために通知を出すことができないかどうか。あなたは新型インフルエンザ予防接種は無料で接種を受けることができますが、医療機関に予約をしてくださいと。そういう委員会では、こういう無料に該当する世帯数が何人あるのかを具体的に明らかにしていただきたい。

2点目は、ここにありますように、無料の範囲をできれば乳幼児医療費もありますが、就学前の問題もありますが、少なくとも義務教育を受けている中学校までぐらいはそういう接種をできるだけ学級閉鎖にならないように、また季節的にも12月、1月は風邪を引きやすい、インフルエンザの流行が予想されますが、卒業、高校入試を控えておまして、そういう中学校までぐらいは予防接種を市の財源でやることができないかどうか。全国、今各地でそういう予防接種に対する義務教育の生徒に対する補助が行われております。太宰府市もそういう内容も含めて検討いただきたいというふうに思いますが、委員会審議の段階と執行部が答弁いただく内容とが重なる場合もあると思いますが、現在新型インフルエンザに取り組もうとしている、こういう状況の中で、もう一つはこの広報が本当にあれだけ厚い中、福岡県の県議会が入ってき

てました。それから、やはりいきいき情報の部分があってました。それから、警察署の防犯がありました。あんなに厚いものをずっと市民の2万5,000世帯の方々が広報を読んでもらえるのかどうか、そういう状況もありますが、やはり行政としてすべきこと、そういう制度を設けたならば、そういう方々にも連絡、通知をするような方法は必要だと思いますが、まず答弁のできる範囲内で答弁を求めたい。あとは所管委員会で審議をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 1点目の債務負担行為の件でございますが、私立保育所の創設補助金、平成22年度で1億3,365万円を準備行為として設定をお願いをいたしております。これは、さきの10月の定例議員協議会でご報告をさせていただきましたけれども、国の安心こども基金による緊急整備事業としまして、平成22年度に私立保育園の建設、平成23年度開園をしていたくもので、平成21年度中に事業者の選考をしておく必要があることから、限度額として設定をさせていただくものでございます。募集の定員は120名、0歳児から5歳児までといたしております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 2点目の債務負担行為補正で上げております指定管理関係の公共施設の分でございます。公共施設の運営のあり方につきましてははですね、今ご質問いただいたように、今公共施設が担っておる生涯学習として、いろんな教養部門、あるいは福祉の部門、スポーツ部門、いろんなものをしていただいております。その分のどこまでがやはり直営であるべきなのか、またそういう指定管理者のほうでしていただくものか、これは常に検討していかなければならないというふうに考えております。そういう公共施設のあり方という面が一つと、もう一つは質問いただいたように、内部管理といたしまして職員の一度退職した後の再任用の雇用職場という面も確かにございます。そして、これの延長上に、今年的人事院勧告におきましては高齢期の雇用問題といたしまして定年の延長という話も出てきておきまして、平成23年度、あと2年以内ぐらいに法改正も始まってくるようでございます。そういうものをかんがみ、回りの情勢等いろいろ検討する中で、公共施設、そして職員の職場ということを複合的に勘案しながら今後検討していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 3点目の南保育所保育業務委託料の債務負担行為の変更でございますが、他の保育所と比べて高額ではないかということでございますが、私立保育所におきましては、保育所運営委託料とは別に延長保育等の特別保育事業を19節の補助金として支出をしております。公設民営である南保育所におきましては、特別保育事業相当分、それから委託料を含めて計上をいたしておりますことから3,073万3,000円の増額補正となるものでございます。他

の保育園と同様な算定を行っております。

次に、4点目の新型インフルエンザ関係費でございますが、新型インフルエンザの予防接種費用の補助金は、ご指摘のとおり13ページ歳入のとおり、優先接種者のうち住民税非課税世帯と生活保護世帯の方の接種費用に対して4分の3の補助とされております。内訳は、国が2分の1、県が4分の1となっております、残り4分の1が市の負担となるものでございます。

次に、予防接種の自己負担につきましては、国による費用負担の考え方で示されておりました、高齢者を対象とした季節性インフルエンザ等予防接種法による定期接種に準じまして実費相当額を徴収するとされておりました、住民税非課税世帯と生活保護世帯の方は申請により費用を無料とすることとされていますことから、本市も同様の考え方で対応をいたしております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 再々質問、許可いただき、ありがとうございます。

まず、この5ページの債務負担についてですが、委員会で具体的に私のほうが指摘した内容含めて、公設民営と言いながら一挙に3,073万7,000円、認可保育所と、それから現在あります公立の保育所との格差で歳出内容を具体的に精査をいただきたい。また、指定管理者の問題については、所管がまたがる部分もありますが、できれば今後の65歳までの退職の年限というのはあと2年、3年先、ひよっとするとこれがまた何年先になるかわかりませんが、現実性を持っているわけですから、もう少し内部検討で直営で運営しても問題のないところは直営に戻すようなことができないかどうかは委員会で審議をいただきたいというふうに思います。それから、今部長に答弁いただきましたが、あくまでも生活保護や市民税がかかってない方については申請主義ということですが、申請をしなければこれはわからない。だから、さっき言ったように、広報も本当に読まれているかどうかというのもわからない。広報で連絡したからという形でそういう部分が、わざわざ保健センターまで来て証明書をもらって医療機関に行くという状況もありますが、ある一定の、世帯数そんなに多くはないと思うんですが、そこは郵送で新型インフルエンザ予防接種にこういう補助制度ができますとか、また内部的にはこれはもう委員会の審議や行政側の考え方や次の補正にもかかわってきますが、少なくとも義務教育の中学校までぐらいは無料でできるような方向もですね、委員会で審議をしていただくということで、私の質疑は終わりたいと思います。

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

議案第98号は各常任委員会に分割付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26と日程第27を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第26、議案第99号「平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」

について」及び日程第27、議案第100号「平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第99号及び議案第100号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第28 議案第105号 平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について

○議長（不老光幸議員） 日程第28、議案第105号「平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告はありませんので、質疑なしと認めます。

議案第105号は各常任委員会に分割付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第29から日程第32まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第29、議案第106号「平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について」から日程第32、議案第109号「平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第106号から議案第109号までは環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第33と日程第34を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第33、議案第110号「平成21年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について」及び日程第34、議案第111号「平成21年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第110号及び議案第111号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第35 議案第112号 太宰府市暴力団排除条例の制定について

○議長（不老光幸議員） 日程第35、議案第112号「太宰府市暴力団排除条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第112号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第36と日程第37を一括上程**

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第36、請願第6号「2010年度年金の確保に関する請願」及び日程第37、請願第7号「後期高齢者医療制度の即時廃止の意見書提出を求める請願」を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

19番武藤哲志議員。

[19番 武藤哲志議員 登壇]

○19番（武藤哲志議員） 皆様のお手元に請願文書表というのがありまして、2枚目に私と藤井議員が提出者、賛成者になっておりまして、その裏に太宰府市の全日本年金者組合、この筑紫朝倉地区の支部長、木原民也さんより請願の提出がなされております。請願の主な内容としては、年金生活者は、今置かれている状況が大変厳しい状況です。年金18万円以上からは、やはりこの年金、わずかな年金からいろいろな形で天引きをされるような状況もありまして、本来年金というのは、物価スライドをしていかなければならないわけですが、この物価スライドが停止された状況です。当然皆さんも高齢化していき、年金生活をする中で、こういう年金を受けている人たちが申告をすると、今までは公的年金控除がありましたが、これは縮小されております。それから、高齢者控除という制度がありましたが、これもなくなった。だから、現在のところ年金で生活している方も課税対象になる状況があります。こういう状況の中で、アメリカのサブプライムローン問題の波及を受け、今度はドバイの問題が出てきて、政府は大変な1兆円の緊急支出をしたようですが、そういう株式投資やそういう企業、大企業に対する融資を最優先するよりも、本当に年金生活をされている方々の立場に立った対策を行うべきであります。そのために、ぜひこの物価の厳しい、生活状況の厳しい中で政府に対して年金の減額をしない、回避する意見書を出していただきたいという内容が請願の趣旨でありまして、意見書案を同時に皆さんに配付をさせていただいておりますので、所管委員会でご審議し、採決い

ただくようにお願いをいたします。

また、請願第7号についても、紹介議員、提出者は同じであります。

このページをめくっていただきますと、後期高齢者医療制度の即時廃止の意見書提出を求める請願ですが、本当に後期高齢者、75歳以上の方々に対する今の医療制度というのは大変厳しい状況であります。本当に私のところにもよく相談が来るわけですが、年をとったら大事にされなければならないのに、75歳で3カ月以上の病院の入院ができないという状況です。もう入院、脳梗塞で倒れて動けないのに、次の病院を探さなければならない、こういう状況。それと同時に、3カ月以上も入院すると医療機関としては普通の人の治療と同じようにすると、薬価基準の関係で赤字になります。その関係で、まず入院すると現実はどうかといいますと、後期高齢者に対して個室をまず利用いただけるかどうか。そうすると、個室が1カ月7,000円です。そうすると、医療費よりも21万円も個室料を払わなければならない状況です。こういうホテルコスト、食事代、こういう状況や、また所得によって1割負担、2割負担という制度が設けられたり、さまざまな問題点がこの後期高齢者医療制度に含まれております。こういう状況の中で、民主党もマニフェストに基づいてこの後期高齢者医療制度を以前の老人医療制度に戻したいというマニフェストを出しましたが、現在のところ公約的なものが先送りされようとしておりますが、多くの自治体でも、また多くの高齢者の方々がこの医療制度を国民健康保険でやはり同じように、若い人であれですね、お年をとった方であれ、同じような制度で安心して医療が受けられるように、そういう制度に戻していただきたい、その制度をぜひ、今の制度を廃止するように厚生労働省に、また広域連合に意見書を提出いただきたいという内容で、後期高齢者医療制度の即時廃止を求める意見書案も添付をさせていただいておりますので、所管委員会でご審議いただきますようお願いをいたします。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

請願第6号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、請願第7号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第6号及び請願第7号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第38 請願第8号 有床診療所の存続と活用を国に求める事に関する請願

○議長（不老光幸議員） 日程第38、請願第8号「有床診療所の存続と活用を国に求める事に関する請願」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

4 番渡邊美穂議員。

〔4 番 渡邊美穂議員 登壇〕

○4 番（渡邊美穂議員） 有床診療所の存続と活用を国に求める事に関する請願について趣旨説明を行います。

請願の提出者は、市内有床診療所の院長である鹿子生健一氏、秋吉建二郎氏、牛島博氏、西川耕平氏です。紹介議員は、安部啓治議員、清水章一議員と渡邊美穂です。

有床診療所とは、ベッドの数が19床以下の入院施設のある病院のことです。これまで、有床診療所とベッドを持たない無床診療所は制度上一くくりで取り扱われていました。しかし、有床診療所は入院施設もあることから、無床診療所では対応できない緊急手術などの高度な治療、在宅での医療や介護の支援、また24時間体制でかかりつけ医としても地域住民のニーズにこたえています。さらに、さまざまな理由で入院が長期化した患者については、地域の有床診療所が受け入れている実態が医師会の調査でも明らかになっています。しかし、現在は20年前の約半分にその数を減らしています。特に近年の医療制度や診療報酬の改定によって経営が困難になり、その流れに拍車をかけているというのが現状です。厚生労働省の諮問機関である中医協では、この事態を重く受けとめ、有床診療所の診療報酬を増額する方針で検討することを決定いたしました。以前であれば、この決定はそのまま予算に反映されていましたが、民主党政権下では行政刷新会議においてその決定が覆されることが危惧されます。したがって、来年度の方針が決定される前に地域からその声を上げ、有床診療所が存続できるよう国に対して意見書を提出していただきたいというものです。

以上、十分にご審議いただき、採択していただきますようお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第8号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第39 請願第9号 夫婦別姓に関し慎重な対応を求める請願

○議長（不老光幸議員） 日程第39、請願第9号「夫婦別姓に関し慎重な対応を求める請願」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

9 番門田直樹議員。

〔9 番 門田直樹議員 登壇〕

○9番（門田直樹議員） 夫婦別姓に関し慎重な対応を求める請願につき、説明をいたします。

本文の朗読をもって説明に当てたいと思います。

1つ、要旨。

民主党政策集INDEX2009には、民法を改正し、選択的夫婦別姓等を導入すると明記され、早晚法案が提出されるものと危惧しています。婚姻制度や家族のあり方に重大な影響を及ぼし、社会的混乱を招くおそれのある夫婦別姓制度には反対です。

同制度の法案化、提出、採決については、慎重な対応を求める意見書を国に提出していただきたい。

2番目の理由。

現在、親子の断絶やさまざまな痛ましい事件が毎日のように報じられています。家族崩壊の危機が叫ばれる中で、家族の一体感やきずなを損ね、その崩壊を助長するような制度には強く反対します。

結婚後も同じ姓で仕事を続けるには、家族別姓ではなく旧姓使用の法制化などで対応できるはずです。

次に、夫婦別姓が認められれば婚姻時に夫婦間で同姓にするか別姓にするか意見が対立する可能性があり、対立した場合は結婚をあきらめる場合も出てくると考えられます。

次に、子供の姓も選択制なら、子供、孫の姓のとり合いになり、場合によっては深刻な対立に発展する可能性がある。特に一人っ子同士の結婚の場合、両家の両親が孫をうちの姓にしてくれないと家が途絶えると主張するケース、由緒、名誉、財産など両家の比較によって子供の姓を決めるケース、対立を解決するために金銭の授受が起きるケースなどの弊害が発生する可能性が指摘されています。金銭の授受が発生するケースでは、お金のあるほうの家が子供、孫の姓を手にすることができるようになることで、子供、孫の姓の選択まで格差社会にするつもりかといった批判があります。

最後に、結婚時に同姓か別姓かの選択、子供の出生児に子供の姓の選択などの精神的な負担を万人に負わせる可能性があります。一見、同姓を選択した夫婦には無縁の問題に見えても、自分の子供や孫がこのような問題に巻き込まれる可能性があり、他人事ではない。夫婦別姓の実践を希望する人の割合は、2001年の世論調査によると7.7%しかない。少数の人たちの要求で万人に精神的な負担を負わせる可能性があり、大変な迷惑。決して、選択制なのだからだれの迷惑にもならないという話にはなりません。

提出者は、観世音寺の橋本尚子さん。紹介議員は後藤邦晴議員、安部陽議員と門田です。

また、意見書も参考として添付しております。よろしくご審議、ご採択賜りますようお願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第9号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第40 請願第10号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める請願

○議長(不老光幸議員) 日程第40、請願第10号「改正貸金業法の早期完全施行等を求める請願」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

13番清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番(清水章一議員) お手元に改正貸金業法の早期完全施行等を求める請願書が資料にお手元に配付されていると思います。福岡県の司法書士会のほうから請願をいただいております。

請願の要旨でございますが、本市議会が国あるいは政府に対しまして、改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を提出することを採択していただくようお願いするものでございます。

2006年12月にこの改正貸金業法が成立をいたしまして、いよいよ、一部実施されておるところでございますが、早目にですね、早期完全施行等をお願いしたいということでございます。

内容としましては、1つは改正貸金業を早期に完全施行すること。

2番目に、自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど、相談窓口の拡充を支援すること。

3番目に、個人及び中小事業者向けのセーフティーネット貸し付けをさらに充実させること。

4番目に、ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

こういうことが趣旨でございまして、この請願の理由については、請願書に書いてありますので、目を通していただきたいと思います。

また、あわせまして意見書案も添えておりますので、環境厚生常任委員会のほうで付託をされると思いますが、委員会のほうで慎重なるご審議をいただきまして、ご採択をいただきたいことをお願いして、説明を終わらせていただきます。

以上でございます。

○議長(不老光幸議員) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第10号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第41 意見書第4号 エコポイント制度並びにエコカー補助金の継続実施を求める意見書

○議長（不老光幸議員） 日程第41、意見書第4号「エコポイント制度並びにエコカー補助金の継続実施を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

13番清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番（清水章一議員） 意見書第4号「エコポイント制度並びにエコカー補助金の継続実施を求める意見書」について説明をさせていただきます。

提出者は私、清水章一と、賛成者は福廣和美議員でございます。

理由は、今後もさらなる大きな波及効果が期待できるエコポイント制度とエコカー補助金制度もを来年度以降も継続するように求めるためでございます。

エコポイント制度並びにエコカー補助金の継続実施を求める意見書案を、お手元にあると思いますので、これを読まさせていただきますして説明にかえさせていただきますと思います。

本年度補正予算で緊急経済対策の一環として進められている省エネ家電の普及を後押しするエコポイント制度と環境対応車へのエコカー補助制度は、国民からの人気も高く、関係業界も継続を強く望んでおられます。両制度の目的は、第1に世界的な経済危機から一刻も早く脱却するために需要を下支えするとともに、個人消費を喚起することにあります。第2に、省エネ商品を普及させることで環境負荷の少ない低炭素社会への転換を強力に進めることにありますが、いずれの点においてもその役割を十分に果たし終えたとは言いがたく、さらなる継続が望ましい状況にあります。今後、懸念されている景気の二番底を避けるためにも、引き続き需要創出、消費喚起を促すなどの景気浮揚の取り組みは重要であり、かつまた低炭素化を推進する施策についても、ここで手を抜くわけにはいきません。

鳩山首相は、2020年までに二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を1990年比で25%削減すると、気候変動に関する国連首脳会合で表明をいたしました。この国際公約を達成するためにも、政府は温室効果ガスの削減につながるあらゆる政策を総動員する必要があります。政府におかれては、今後もさらなる大きな波及効果が期待できるエコポイント制度とエコカー補助金制度を来年度以降も継続するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

あて先は、内閣総理大臣、総務大臣、経済産業大臣、環境大臣でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。慎重なご審議をいただきまして、ご採択をいただくようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第4号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第42 意見書第5号 奨学金制度の充実を求める意見書

○議長（不老光幸議員） 日程第42、意見書第5号「奨学金制度の充実を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

2番藤井雅之議員。

〔2番 藤井雅之議員 登壇〕

○2番（藤井雅之議員） 意見書第5号「奨学金制度の充実を求める意見書」の提案理由を説明させていただきます。

提出者は私、藤井、賛成者は武藤哲志議員です。

理由は、国の奨学金を原則無利子とし、返済猶予を拡大するとともに、給付制奨学金制度を創設する等、制限の充実を求めるためです。

あわせて、資料として11月25日付の毎日新聞で特集されました大学の奨学金の問題で、返済不要の創設急務という特集が報道されております。資料として配付させていただいております。

皆様のお手元にあります意見書案の本文を読み上げさせていただきまして、提案理由の説明とさせていただきます。

平成20年7月に実施された日本政策金融公庫の調査によると、高校入学から大学卒業までにかかる費用は、子供1人当たり平均1,024万円、世帯の年収に対する教育費の割合は34.1%に上り、年収200万円以上400万円未満の世帯では55.6%に達します。貧困と格差の広がり、高過ぎる学費のために中退せざるを得ない若者を増やしています。私立大学では、年間約1万人の学生が経済的理由で退学しており、高校中退率も改善していません。今年9月に経済協力開発機構OECDが公表した資料によると、我が国における1人当たりの教育支出に占める私費負担の割合は33.3%と、加盟国中2番目の高さで、平均15.3%を大きく上回っており、OECDは経済危機によって進学を断念する若者が増えると思われる、奨学金を中心とする公財政支出の役割が期待されるとしています。今日、給付奨学金制度のない国は、OECD加盟国の中で日本、メキシコ、アイスランドの3カ国だけであり、この指摘を受けとめることが重要です。

日本国憲法第26条で、国民にひとしく教育を受ける権利を保障し、また教育基本法第4条では、経済的地位によって教育上差別されないことをうたっており、この実現のためにも政治的イニシアチブが求められています。

よって、太宰府市議会は、国会及び政府が国の奨学金を原則無利子とし、返済猶予を拡大するとともに、給付制奨学金制度の創設をする等、制度の充実を図られるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先は、衆・参両院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣となっています。ぜひご審議いただきまして意見書の提出を重ねてお願いいたしまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第5号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は12月11日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前11時04分

~~~~~ ○ ~~~~~